カ　医療職俸給表㈢降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
15	31	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

ヨ　福祉職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
33	66	（略）	（略）	（略）	（略）
34	68	（略）	（略）	（略）	（略）
35	70	（略）	（略）	（略）	（略）
36	72	（略）	（略）	（略）	（略）
37	73	（略）	（略）	（略）	（略）
38	74	（略）	（略）	（略）	（略）
39	75	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

タ　（略）

備考　（略）

カ　医療職俸給表㈢降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
15	30	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

ヨ　福祉職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
33	65	（略）	（略）	（略）	（略）
34	66	（略）	（略）	（略）	（略）
35	67	（略）	（略）	（略）	（略）
36	68	（略）	（略）	（略）	（略）
37	70	（略）	（略）	（略）	（略）
38	72	（略）	（略）	（略）	（略）
39	74	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

タ　（略）

備考　（略）

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一八（次項において「改正後の規則九一八」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　平成三十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号、復職時等における号俸の調整又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十七号）附則第三条第一項の規定による号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則九一八の規定によるこの規則による改正前の規則九一八の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の規則九一八の規定にかかわらず、この規則による改正前の規則九一八の規定による号俸とするものとする。

3　この規則の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。